

第2次熊本市食の安全安心・食育推進計画案について（概要）

- 食品安全基本法第7条および食育基本法第16条に基づき、生産者から消費者にいたる全ての関係者が、食の安全安心の確保及び食育の推進に積極的に取り組むため、平成20年3月「熊本市食の安全安心・食育推進計画」を策定した。
- 平成23年3月に国が第2次食育推進基本計画を策定、また現行計画が本年度で最終年度となることから、平成25年度から30年度までを計画期間とする「第2次熊本市食の安全安心・食育推進計画」を策定する。

◆ 新しい計画のポイント

- ①本計画は、生産者から消費者にいたる全ての関係者が「食」の重要性を認識し「食の安全・安心の確保」及び「食育の推進」に積極的に取り組むため、本市がこれまでに取り組んできた**基本的施策を「継続」**する。
- ②「**周知から実践へ**」をコンセプトとして、市民一人ひとりが食育の大切さを理解して実践力をつけることができるよう取り組みを強化する。
- ③**成果指標**については、国の第2次食育推進基本計画やこの間の取り組み状況を踏まえ、**評価内容を変更**する。 ◇食の安全・安心（9項目）◇食育推進（現行25項目→18項目）

◆ 食を取り巻く現状と課題

【食の安全・安心の確保】（案P35～）

不適切な食品の流通防止

食品の産地偽造や不正表示、輸入食品からの基準値を超える残留農薬や有害物質の検出などにより、消費者（市民）の食品への不安が高まる大きな要因となっている。

食品事故や苦情相談の状況

本市の食中毒発生は毎年1～3件、患者数14～164人。食品苦情の受付状況は、毎年155～253件で推移している。（過去5年間）

食に対する不安や不信の増大

食品の安全性について何らかの不安を感じている市民が依然として7割、なかでも、輸入食品、食品添加物、残留農薬、食品の不正（偽装）表示について半数以上が不安や不信を感じている。

【食育の推進】（案P71～）

食習慣について

朝食の欠食率は、小中学生は改善の傾向だが成人男性については目標値との開きは大きい。親の欠食は子どもへの影響も大きく、また、高齢者の低栄養にもつながるため、各年代に対して生活全般の見直しを働きかけていくことが必要

食に関する意識や行動について

「内臓脂肪症候群」等、食育に関する認知度については増加しているが、ライフスタイルや家族の関係の多様化により、家族そろって食卓を囲む機会が少なくなっており、日本型食生活の実践や食育に関する活動・行動をしている割合は減少している。

また、くまもとの自然環境と食育の関係についての意識（「地産地消」「バイオマス」等の認知）については改善している。

◆ 基本的施策・具体的な取り組み

生産・流通・消費の各段階における食品の安全性確保（案P44～）

- 「家庭、職場や学校等を活用した食中毒予防啓発事業」の実施
- 「食の安全安心体験事業などライフステージに即した事業」の実施

熊本市独自の食品衛生の確保（案P54～）

- 「熊本市食品自主衛生管理評価事業（熊本市版 HACCP）」の推進：業種や事業者単位の普及啓発の実施
- 「熊本市模範的自主衛生管理実施食品等事業者紹介事業（仮称）」
模範となるような自主衛生管理を実施している食品等事業者の実施内容等をホームページ等で紹介。
- 「食品衛生教育授業開催事業（仮称）」
衛生教育用DVDを作成し、衛生教育や食の安全安心体験参加者等に対するフォローアップ授業に活用。

国・県・他市町村・庁内関係部署及び食品関係機関との連携（案P58～）

- 「放射性物質など新たな健康危機の発生に備えた健康危機管理研修会等」の開催
- 「食の安全安心に関する区役所との連携」

消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進（案P62～）

- 「食品に関するリスクコミュニケーション（情報提供、意見交換会等）」の充実

食育を通じた食の安全・安心の確保（共通）（案P67～）

- 「田崎市場体験や一日食品衛生監視員体験等市民参加型の食の安全安心体験事業」の充実

「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践（案P80～）

- 「食習慣実践力アップ事業」：簡単朝食メニュー、野菜メニュー等の調理実習（職域、大学生等）
- 「高齢者の低栄養予防講座」

健全な食生活を実践するための環境整備（案P88～）

- 「ヘルシーおいしい中食・外食推進事業（仮称）」
飲食店等におけるヘルシーメニュー『くまもと減塩美食』の提供促進と栄養成分表示事業の拡大

市民運動としての食育の推進（案P95～）

- 「イベントを活用した食育キャンペーンの展開」
「食と健康フェア」「健康フェスティバル」「農産物フェア」「食育の日」等
- 「食を通じた校区単位の健康まちづくりの実践」の展開
食生活改善推進員協議会等、関係団体との連携強化

くまもとの自然環境と食文化に根ざした食育の推進（案P99～）

- 「農業体験・体験学習の促進」（農水商工局）
- 「生ごみ減量を意識した調理方法などの提供」（環境局）

◆ 計画の推進（案P105～）

1 計画の推進体制

本計画の円滑な推進のために関係者が互いに連携・協働し、取組を推進する。

- 「熊本市食の安全安心・食育推進会議」による協議
- 庁内連絡会による全庁的な取組の積極的な展開
- 計画の中間年度（3年）で見直す

2 計画の進行管理

食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する取り組み状況について推進会議に報告を行ない、推進会議での意見・提言を今後の施策に活かす。また、本計画の進行状況については、市ホームページ等で広く市民に公表する。



この図は厚生労働省「食生活改善推進員養成研修」に基づき、熊本市食育推進計画「食育推進」に準じて、熊本市食育推進員協議会が作成したものです。